

仙台市脱炭素先行地域づくり事業（住宅対象）

令和8年度事業者様向け説明会資料

1. 補助制度について
 - ・ 制度概要及びソーラーカーポート補助
 - ・ 再エネ利用促進区域制度
2. 補助金の「代理受領制度」について
3. 申請書作成の注意点
4. 届出に関する要領の改正について





脱炭素先行地域

1. ①「脱炭素先行地域」の概要

制度概要

- 2050年脱炭素社会の実現に向け、先進的に取り組む**モデル地域を100か所創る**国の事業
- **省エネ・再エネ設備を導入し、2030年度までに電気使用によるCO₂排出実質ゼロ**を目指す

仙台市のテーマ

109万市民の“日常”を脱炭素化 ～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる“新たな杜の都”～

対象地域と主な取組

定禅寺通（働く・集う）

- 業務ビルの「脱炭素リノベーション」

泉パークタウン（暮らす）

- 住宅の「脱炭素リノベーション」

東部沿岸（学ぶ・楽しむ）

- 観光の際の**移動手段の脱炭素化**

主な参画事業者

仙台市 東北電力 東北電力 eソライフ株式会社 NTT東日本 カメイ アイリスオーヤマ
大成建設 ダイキン工業 みやぎ生協 七十七銀行 三井住友銀行
三井住友信託銀行 定禅寺通街づくり協議会 定禅寺通エリアマネジメント 東北大学

モデルの展開イメージ

➤ 脱炭素先行地域（紫山3・4丁目）

- ・ 泉パークタウンがもつ**ブランド力（全国的な知名度）・モデル性**
- ・ **住宅のメンテナンスと併せた脱炭素化**（築10～20年が比較的多い）

【脱炭素モデル】

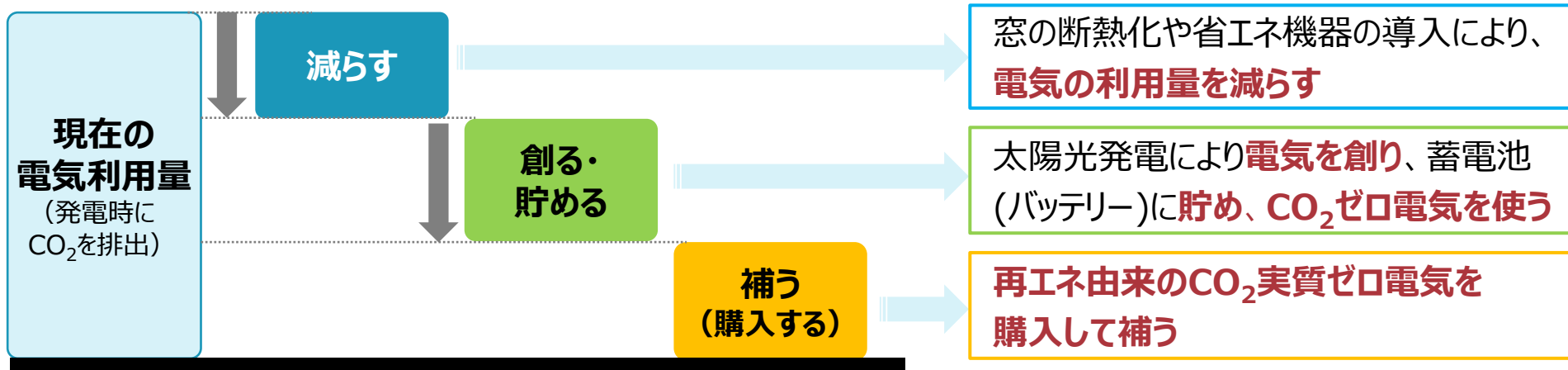
- **環境負荷の小さい暮らしの実現（環境性）**
- **災害時にも使える電源の確保（防災性）**
- **電気料金の削減（経済性）**
- **高断熱住宅で健康的で快適な暮らし（快適性）**



市内外に展開

1. ②取り組み全体のイメージ

➤ 電気の利用に伴うCO₂排出を、以下の方法で実質ゼロにします



住民の皆さまにご検討いただきたいこと

① 省エネ・再エネ設備 (太陽光パネル・蓄電池等) の導入

- ・「**購入**」または「**初期費用ゼロモデル**」を選択できます

減らす
創る・貯める

補助制度を
活用できます!

② 「再エネ由来CO₂実質ゼロ電気メニュー(再エネメニュー)」への切り替え

補う

- ・一般的に割高ですが、市と東北電力が協力し、安価なメニューを創設しました

(東北電力の従来の再エネメニュー：通常料金+1.87円/kWh ⇒ **今回創設する再エネメニュー：通常料金+0.6円/kWh**)

③ デマンドレスポンス (DR) へのご参加

- ・太陽光発電による電気を無駄なく使うため、東北電力が**ご家庭の設備を遠隔制御**するサービス



1. ③補助要件について（共通）

| | |
|---------|--|
| 補助実施期間 | 2024年8月1日から2029年3月まで ※令和8年度の補助申請期限は12月21日（月） |
| 補助対象者 | 紫山3・4丁目にお住まいの方 ※設置する事業者による申請の代行も可能 |
| 基本要件 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「再エネメニュー」への切り替え ※ 補助を受けた年度の翌々年度の4月までに切り替えが必要です ■ （原則）2者以上による見積合わせを行ってください（これによりがたい場合は「理由書」を提出） ※見積依頼先（2者目）は「届出済事業者」である必要はありません ■ （原則）補助金交付決定後に契約すること（やむを得ない場合は「事前着手届」を提出） ■ 導入した設備は、法定耐用年数（太陽光パネル、ソーラーカーポート：17年、蓄電池：6年など）を経過するまで使用すること。法定耐用年数を経過せずに譲渡などをする場合は事前に市へ相談すること ■ 市・国の求めに応じてデータの提供等に協力すること（太陽光発電量等） ■ 国・仙台市の他の補助金との併用不可（宮城県の補助は併用可能。ただし、宮城県の補助額を差し引いた後に、本市の補助金額を計算） ■ 設備の導入等に係る契約、工事着手・完了、申請手続きは同一年度内に行うこと ■ 法定耐用年数内は、J-クレジット制度への登録不可 |
| 補助対象外の例 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 消費税・地方消費税 ■ 既存設備の撤去・処分費、産業廃棄物の処理費 ■ 設備の設置が既に完了している場合 ■ 建築確認申請費用、系統連携申請費用 ■ 一度この補助金を活用して導入した設備について、再度同種の設備を導入する場合 ■ 補助対象設備と関係のない工事（外壁の工事など） ■ 設備に関するメーカー保証料、各種保険料 ■ 実証中の設備や中古品 |
| 設備導入方法 | 購入 または 初期費用ゼロモデル |
| 各種の報告等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光パネルの導入後、市が定める期日までに、自家消費割合（発電した電気の使用割合）を報告（本制度では、自家消費割合30%以上が必須） ■ 設備導入後、再エネ電力メニューに切り替え（市から報告を求める） ■ 国や仙台市の求めに応じ、導入した設備の使用状況やCO₂削減効果に関する情報（太陽光パネルの発電量や省エネ量など）の提供や事業に関するアンケートへの回答に協力 |

※ 詳細の補助要件は「補助金申請の手引き」を必ず確認してください。



1. ④補助要件について（設備ごと(1)）

| | |
|------------------------|--|
| 太陽光 パネル | <ul style="list-style-type: none"> ■ 発電した電気のFIT制度による売電は不可 ■ 発電した電気の使用割合（自家消費率）30%以上 ■ 既に設置している太陽光パネルの交換や増設は可 |
| 蓄電池 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光パネルで発電した電気を蓄電し、平時に充放電を繰り返すことを前提とする設備 ■ 停電時のみの非常用予備電源でないこと ■ 1kWh以上の蓄電池であること ■ メーカー保証及び試験性能の双方が10年以上であること ■ 太陽光パネルが既に設置されている場合は、蓄電池のみを導入することも可 |
| HEMS | <ul style="list-style-type: none"> ■ 平時に省エネ効果（設備の使用改善によるものを含む）が得られること ■ 各種家電の電気使用量の計量・分析等ができること |
| エコ キュート | <ul style="list-style-type: none"> ■ DRに参加する場合のみ補助対象 ■ 太陽光パネルで発電した電気を使用すること ■ すでに設置している給湯器（ガス給湯器、電気温水器、エコキュート等）と比較して、省CO₂効果があること |
| V2H | <ul style="list-style-type: none"> ■ DRに参加する場合のみ補助対象（2027年度より補助開始予定） |
| 窓及び床・ 壁・天井の 断熱改修 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分の対象としない ■ 居間又は主たる居室（寝室は除く）を中心とした改修であること ■ 窓のみを改修する場合、住宅全ての窓を改修すること ■ 買取再販事業者による改修も補助対象（販売後、補助金相当額を購入者に還元すること） ■ 申請者が所有し、かつ常時居住すること（買取再販の場合は、販売後に購入者（当該住宅の所有者）が常時居住すること） |

※ 太陽光パネルや蓄電池については、**発電量・充電量のデータを1年以上保存できるもの**を導入してください

※ 詳細の補助要件は「補助金申請の手引き」を必ず確認してください



1. ⑤補助要件について（設備ごと(2)）

ソーラー カーポート

■ 補助対象設備：



【太陽光発電一体型カーポート】

太陽光発電モジュール一体型カーポート、パワーコンディショナ等



【太陽光発電搭載型カーポート】

太陽光発電モジュール、架台、カーポート、パワーコンディショナ等

- **ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限り補助対象**
- **土間コンクリートの解体・撤去費用は補助対象外**
- **発電した電気のFIT制度による売電は不可**
- **発電した電気の使用割合（自家消費率）30%以上**
- **太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること**

（参考）補助対象化の背景

令和6～7年度

ソーラーカーポートを設置する場合、
太陽光パネル部分のみ補助対象



令和8年度

カーポート本体も補助対象とする（5月～）

- 国の交付金制度上、カーポート設備本体（工事費含む）も補助対象とすることが可能
- 屋根に太陽光パネルを設置する場合、**構造補強**や**屋根修繕**が必要で初期費用が増大する事例
- **外観・構造上**の理由で太陽光パネル設置に至らなかった事例
- ※ 配置する方角における発電シミュレーションや、北側に設置する場合の反射光などの周囲への影響について留意が必要



1. ⑥補助プランの選択肢

推奨

再エネ有効活用 (DR) プラン (おすすめプラン)

※DRへの参加と東北電力との
電気契約が必須です
※DRの制御が可能な機器を
導入する必要があります

| 補助対象設備等 | | 補助率 | 補助上限額 |
|------------|---|-------|---------|
| 太陽光パネル | 必須 (設置済の場合、新規購入不要) | 2 / 3 | 補助上限額なし |
| 蓄電池(バッテリー) | 必須 (太陽光パネルとの接続が必須) | | |
| HEMS | 必須 | | |
| エコキュート | 任意 (太陽光パネルとの接続が必須) | | |
| V2H | 任意 (太陽光パネルとの接続が必須) ※2027年度より補助開始予定。他の設備と 時期を分けて申請可能 | | |
| 断熱改修 | 任意 | 2 / 3 | 120万円/戸 |

太陽光・蓄電池 プラン

※DR参加なし

| 補助対象設備等 | | 補助率 | 補助上限額 |
|------------|--------------------|-------|-----------|
| 太陽光パネル | 必須 (設置済の場合、新規購入不要) | 2 / 3 | 合計250万円/戸 |
| 蓄電池(バッテリー) | 必須 (太陽光パネルとの接続が必須) | | |
| HEMS | 任意 | | |
| 断熱改修 | 任意 | 2 / 3 | 120万円/戸 |

太陽光 プラン

※DR参加なし

| 補助対象設備等 | | 補助率 | 補助上限額 |
|---------|----|-------|---------|
| 太陽光パネル | 必須 | 3 / 5 | 120万円/戸 |
| 断熱改修 | 任意 | 2 / 3 | 120万円/戸 |

※断熱改修のみを実施する場合も補助対象となります

※補助の対象となる設備費・工事費等に対し、表に記載の補助率を適用します

1. ⑦補助プランの選択肢（ソーラーカーポート）

ソーラーカーポート プラン

| 補助対象設備等 | | 補助率 | 補助上限額 |
|------------|-------------------|-------|-----------|
| ソーラーカーポート | 必須 | 2 / 3 | 合計300万円/戸 |
| 蓄電池(バッテリー) | 必須（太陽光パネルとの接続が必須） | | |
| HEMS | 任意 | | |
| 補助対象設備等 | | 補助率 | 補助上限額 |
| ソーラーカーポート | 必須 | 3 / 5 | 150万円/戸 |

※断熱改修のみを実施する場合も補助対象となります

※補助の対象となる設備費・工事費等に対し、表に記載の補助率を適用します

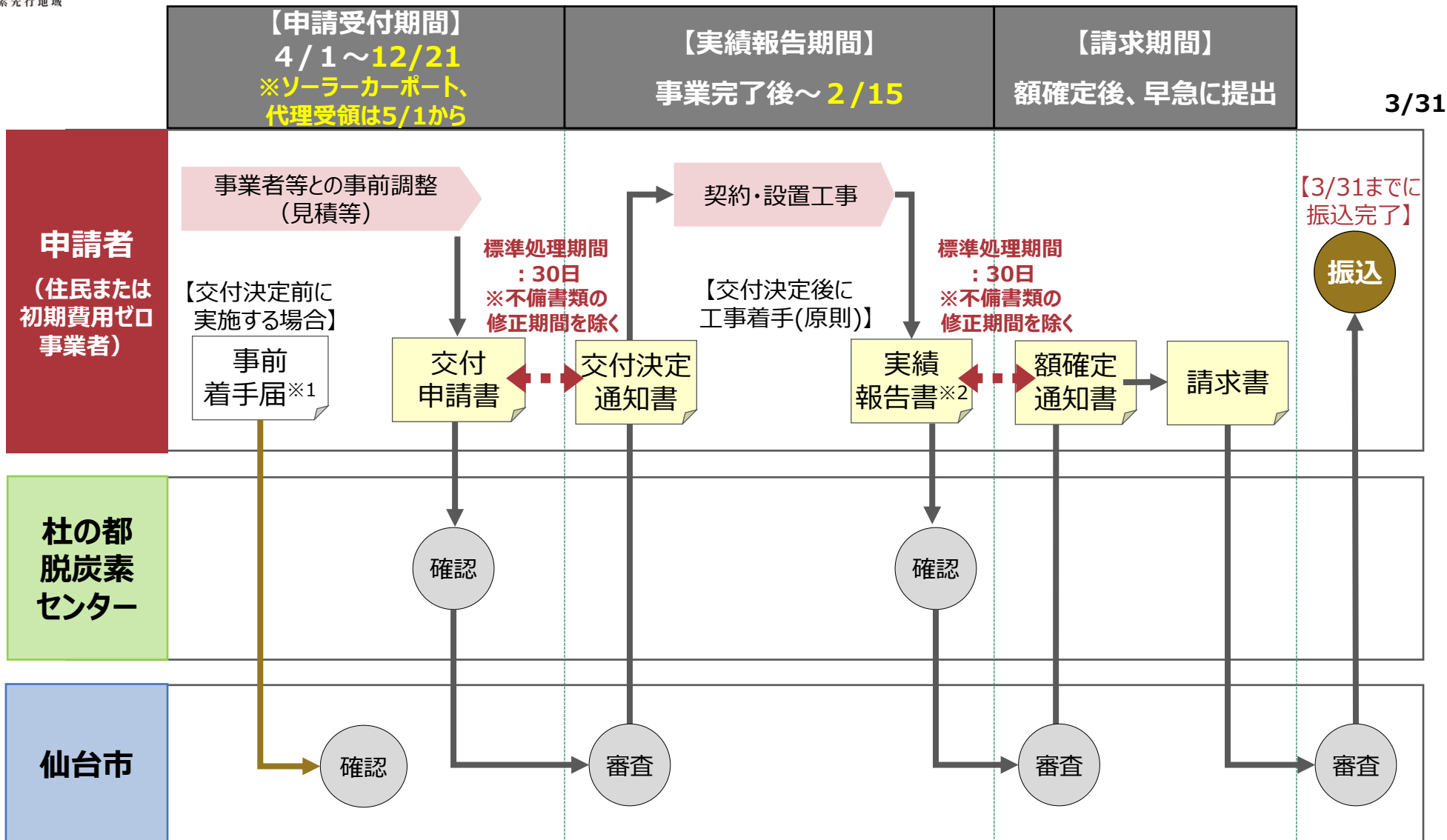
**Q：ソーラーカーポートを導入する場合、DRに参加はできるのか
またエコキュートに対する補助金はどうなるのか**

A：DRに参加可能です

エコキュートの補助については上記の補助上限額とは別に
補助率2/3、補助上限額なしです

なお、DR制御が可能な蓄電池、HEMSの導入が必要です

1. ⑧補助金の申請フローとスケジュール（今年度分）



(※1) 事前着手した場合は、可能な限り早急に交付申請してください

(※2) 「再エネメニュー」への申込書の提出と、DRの参加申込の完了（該当者のみ）が必須となります

(※3) 申請手続きを事業者にて代行依頼することも可能です



脱炭素先行地域

1. ⑨DRについて（対象機器メーカー等について）

2026.4.17現在

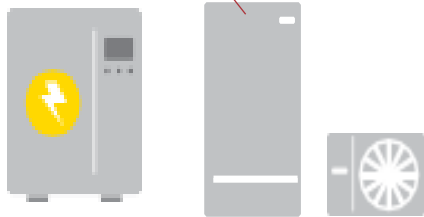
- DRに参加する場合、対応メーカーや型番が指定されますので、導入前に必ず確認してください
- 現在の対応メーカーは以下のとおりですが、今後対象メーカーを拡大していく予定です

対象機器は、東北電力ecoチャレンジホームページ

(URL: <https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/>) **をご確認ください**

エコキュート

【メーカー・型番指定有り】
パナソニック・
ダイキン製 のみ



蓄電池

【メーカー・型番指定有り】
パナソニック・
NFブロッサムテクノロジーズ
ニチコン・オムロン・
スマートソーラー・シャープ製のみ



太陽光パネル

【メーカー・型番指定無し】

(注) 日本で流通している大半の太陽光パネルは対応可能ですが、一部海外メーカー製で連携できない場合があります

HEMS

【メーカー・型番指定無し】

ただしパナソニック製蓄電池の制御には
同社製「AiSEG2」又は「AiSEG3」
の設置が必須

シャープ製蓄電池の制御には
同社製HEMS（クラウド連携コントローラー、
電力モニター）の設置が必須

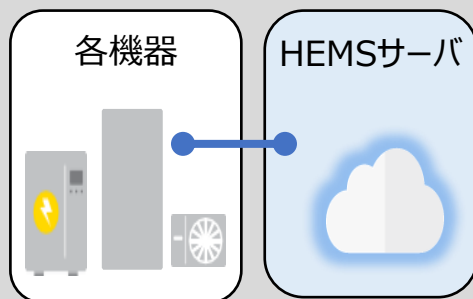
DRプラン申請時には、「対象機器リスト」の
該当ページを添付してください

1. ⑩DRについて（住民へのご支援のお願い(1)）

- DRサービスでは、蓄電池及びエコキュートを、HEMSや各機器のサーバーへ接続し制御を行うことが必要ですので、機器設定のサポート・ご協力をお願いいたします

ハウスメーカー・施工店のみなさまにご協力いただきたい内容

① 機器設置・設定方法



- HEMSのインターネット接続
- 機器とHEMS・サーバーとの接続
- アプリダウンロード

② 住民さま作業のサポート



- 住民さま作業である「DRサービスへの申込」のサポート

別途①②についての
説明会を開催予定です



1. ⑪DRについて（住民へのご支援のお願い(2)）

■ 「デマンドレスポンスサービス申込手続きチェックリスト」をご活用ください！

申し込みに必要な作業・留意事項を
チェックリスト様式でまとめています

（オプション：エコキュートを申込の場合）
ダイキン製エコキュートでのDR申込準備
についても追記予定です

【ダイキン製エコキュートを申込の場合】

＜機器設置まえ＞

- 東北電力「ecoチャレンジアプリ」のダウンロード、ログイン
- CLUB DAIKINへの会員登録
- 「Daikin Smart APP」のダウンロード

＜機器設置のあと＞

- アプリから機器登録、インターネット接続

チェックリスト掲載先
： 仙台市脱炭素先行地域補助金情報サイト

<https://sendai-zero-carbon.jp/>

【脱炭素先行地域 補助金交付申請をするお客さま向け】
デマンドレスポンスサービス申込 手続きチェックリスト

1. デマンドレスポンスサービス申込まへの確認

- お持ちの機器は、デマンドレスポンスサービスでの制御対象の型式である。
 - 東北電力との電力契約があり、制御する機器は、契約をしている住所に設置されている。
- 留意事項** 申し込みができる契約は1件のみです。複数契約からのお申込みはできません。
- デマンドレスポンスサービス対象の料金メニューでの契約が済んでいる。
 - 東北電力「よりそうeねっと」の会員登録が済んでいる。



2. 蓄電池でのデマンドレスポンス申込準備

- メーカー毎に必要なサービスへの加入が済んでいる。

留意事項

メーカー別に加入が必要なサービスは、裏面または「東北電力ecoチャレンジ」特設ページにある対象機器一覧からご確認ください。

（オプション：エコキュートを申込の場合）エコキュートでのデマンドレスポンス申込準備

＜機器設置まえ＞

- 東北電力「ecoチャレンジアプリ」のダウンロードとログインが完了している。
- パナソニック「クラブパナソニック」の会員登録が済んでいる。
- パナソニック「スマホでおふるアプリ」のダウンロードが済んでいる。

＜機器設置のあと＞

- パナソニック「スマホでおふるアプリ」から、エコキュートの機器登録・インターネット接続が完了している



3. 東北電力「よりそうeねっと」からのデマンドレスポンスサービス申込

- 東北電力「よりそうeねっと」の「東北電力機器制御ecoチャレンジ」特設ページへアクセスし、サービス内容・注意事項等を確認している。
- 申込に必要な機器情報・契約情報が確認できている。

留意事項

メーカー別の申込みに必要な情報は、「東北電力ecoチャレンジ」特設ページにある申込方法マニュアルからご確認ください。

- 申込には、制御する機器が設置されている住所の電力契約情報を入力している。
- （エコキュートを申込の場合のみ）機器登録のURLにアクセスし、制御許可登録を完了している。

以上で手続きは完了です。ご対応ありがとうございました！



1. ⑫DRについて（よくあるご質問と回答）

| | 質問 | 東北電力回答 |
|---|--|--|
| 1 | DR対象機器・メーカーについて、対象範囲の拡大に係る見通しや時期を教えてください。 | 今後の対象範囲の拡大につきまして、現時点では対象機器・メーカー拡大の具体的な見通しや時期は未定となっております。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニチコンの最新の蓄電池（T5モデル） ・三菱電機のエコキュート ・ガス併用のハイブリッド給湯器 をDR対象機器に追加してほしい。今後どのように対応してもらえるか。 | 今後の対象範囲の拡大につきまして、現時点では対象機器・メーカー拡大の具体的な見通しや時期は未定となっております。 住民の皆さまからのご要望も踏まえながら、必要に応じてメーカーと協議を行い、対象範囲の拡大を検討いたします。 |
| 3 | 既に蓄電池を導入してDRサービスに申し込んでいる家庭で、追加導入した2台目の蓄電池もDR対象機器にしてほしい住民がいた場合はどのような対応をすれば良いか。 | エコキュート・蓄電池ともに、DR対象上限は1台ずつであることから、2台目のDRサービス受付は原則不可としておりますので、ご注意ください。 |
| 4 | DRに申し込む住民に対し、届出済事業者としてどのような方法で支援すればよいのか（マニュアル等や手続きフローはあるか） | 東北電力ecoチャレンジのウェブサイト https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/ には、DRへの具体的な申込方法、手続きの詳細、そして参加にあたっての重要なマニュアルが掲載されております。ご不明な点や疑問点の解消に役立つ情報が網羅されておりますので、こちらをご確認いただき、住民の皆さまへのサポートにご活用ください。 また、仙台市 杜の都脱炭素センターホームページ https://sendai-zerocarbon.jp/ にDR申込に関するチェックリストを掲載しております。チェックリストをご活用いただくことで、申込手続きに必要な書類や手順を漏れなく確認し、スムーズに進めることができますのでこちらもご活用ください。 |

1. ⑬ソーラーカーポート補助の詳細について

■追加で必要な申請書類等について

| | 添付書類 | 備考 |
|-------|----------------------------|--|
| 交付申請 | 補助対象事業の実施期間を把握できる 予定工程表 | 建築確認申請、地区計画の届出の予定 を記入 |
| | 補助対象設備の仕様書又はカタログ | 耐風圧強度、耐積雪性能 が確認できるもの |
| | 補助対象設備の設置図 | 太陽光発電設備を設置する場合に必要な図面の他、 ソーラーカーポートの寸法と設置場所 が確認できるものを提出してください |
| | 確認済証 （建築確認申請）の写し | 取得後、速やかに提出してください |
| 実績報告書 | 導入設備の実際の設置図 | 確認申請図書の写し（配置図、平面図、立面図） を提出してください |
| | 検査済証 （建築確認申請）の写し | |
| | 適合通知書 （地区計画の届出）の写し | |

■今後の予定

5月1日（予定）ソーラーカーポート補助開始

関連書類（様式、手引き等）
を需要家向けHPに掲載

5月15日頃 住民にチラシで周知

5月30日 住民説明会で説明

- アンケートにてソーラーカーポート補助の対応可否をご回答お願いします。（期限：4/23）
ご回答結果をHPの届出済事業者リストに反映予定です
- 5月に要綱、様式、申請の手引きを改正予定です。以降は、原則、設備を問わず新様式を使用して下さい。



1. ⑭ソーラーカーポート等の初期費用回収年数試算（概算）

【1】ソーラーカーポート設置費用（市調査による）

税抜き2,140,000円（2台用・太陽光パネル容量：6.0kW）

【2】想定月発電量（kWh/月）

設置容量(kW)×24(h)×365(日)×設備利用率0.137÷12(月)
×補正係数（97%）

【3】電気代削減額（円/月）

発電量(kWh/月)×自家消費率×電気代単価(円/kWh)

【4】売電収入額（円/月）* FIT不可

発電量(kWh/月)×(1 - 自家消費率)×売電単価(円/kWh)

【算出条件】

| | | |
|---|--------------------|-----|
| 自家消費率 | 太陽光パネル（PV） | 40% |
| | PV、蓄電池5.6kWh、HEMS | 60% |
| | PV、蓄電池10.0kWh、HEMS | 80% |
| 電気代単価 | 35円/kWh | |
| 売電単価 | 9円/kWh | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ PV、蓄電池、HEMSの補助対象経費はR7申請事例の平均値による ・ ソーラーカーポートの場合は建築確認申請費用200,000円(税抜き・補助対象外)を算入 | | |
| ※ ソーラーカーポートの場合の発電量補正係数を97%と仮定 | | |

| | ソーラーカーポート ※補助対象外経費として建築確認申請費用を算入 | | | 屋根設置 ※補助対象外経費は不算入 | | |
|-------------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|--------------------------|
| | PVのみ | PV 蓄電池5.6kWh HEMS | PV 蓄電池10.0kWh HEMS | PVのみ | PV 蓄電池5.6kWh HEMS | PV 蓄電池10.0kWh HEMS |
| 補助対象経費 (税抜き・円) | 2,140,000 | 3,395,000 | 4,267,000 | 1,815,000 | 3,069,000 | 3,941,000 |
| PV容量(kW) | 6.0 | | | 6.0 | | |
| 想定月発電量(kWh/月) | 582※ | | | 600 | | |
| 補助率（脱炭素先行地域補助金） | 3/5 | 2/3 | 2/3 | 3/5 | 2/3 | 2/3 |
| 初期費用(税込み・円) | 1,290,000 | 1,691,000 | 2,069,000 | 907,000 | 1,329,000 | 1,706,000 |
| 電気代削減額(円/月) | 8,100 | 12,200 | 16,200 | 8,400 | 12,600 | 16,800 |
| 売電収入額(円/月) | 3,100 | 2,000 | 1,000 | 3,200 | 2,100 | 1,000 |
| 初期費用回収年数（年） | 9.6 | 9.9 | 10.0 | 6.5 | 7.6 | 8.0 |



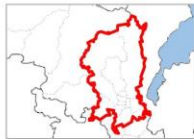
1. ⑮建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

- 建築物への再エネ利用設備の導入促進のため、改正建築物省エネ法（令和4年6月公布）により「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」制度を創設。本制度は、令和6年度に施行予定。
- 市町村が促進計画を作成・公表することで、計画対象区域内において、①建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務、②建築基準法の形態規制の特例許可等を措置。

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定

又は



一定の街区等を設定

計画
公表

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

| | |
|--------------------------------|--|
| 次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備 | 太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス |
| 次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備 | 太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス |

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

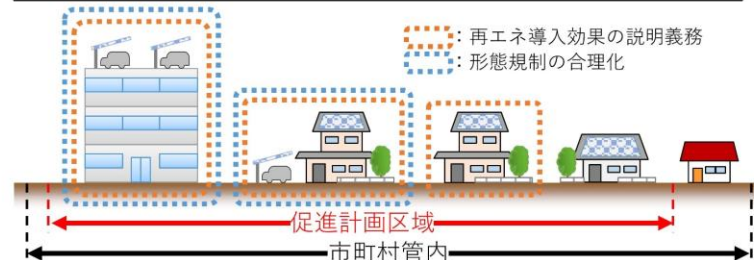
- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



1. ⑯ 仙台市における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置促進に関する計画

■ 促進区域の概要

位置及び区域 : **仙台市全域**
 再生エネルギー利用設備の種類 : **太陽光発電設備、太陽熱利用設備**

令和8年3月12日
 仙台市建築物再生エネルギー利用設備設置促進計画
 策定・公表

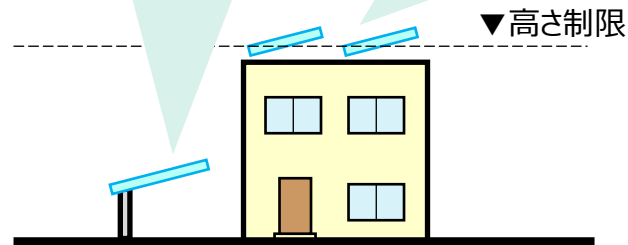
■ 建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項

| 特例適用要件 | |
|--------|--|
| 1 | 新築又は増築を行う建築物であって屋上、屋根またはカーポート等に太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を設置するものであること。 |
| 2 | 太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を架台に設置する場合、架台下の空間は原則として屋内的用途（自動車車庫等を除く。）に供しないものとする。 |
| 3 | 屋上、屋根またはカーポート等への太陽光発電設備又は太陽熱利用設備の設置にあたり、日影などの影響により周辺環境を害するおそれがないものであること。 |

※ 別途定める許可基準についても満たす必要があります

【特例許可（規制の緩和）の例】

建ぺい率（法第53条）・**容積率**（法第52条）の制限を超える部分を許可
高さ制限（法第55条・第58条）を超える部分を許可



【特例許可活用のイメージ】

| | 許可なし | 特例許可 |
|------|------|------|
| ケース1 | | |
| ケース2 | | |



1. ⑰再エネメニューの概要

概要

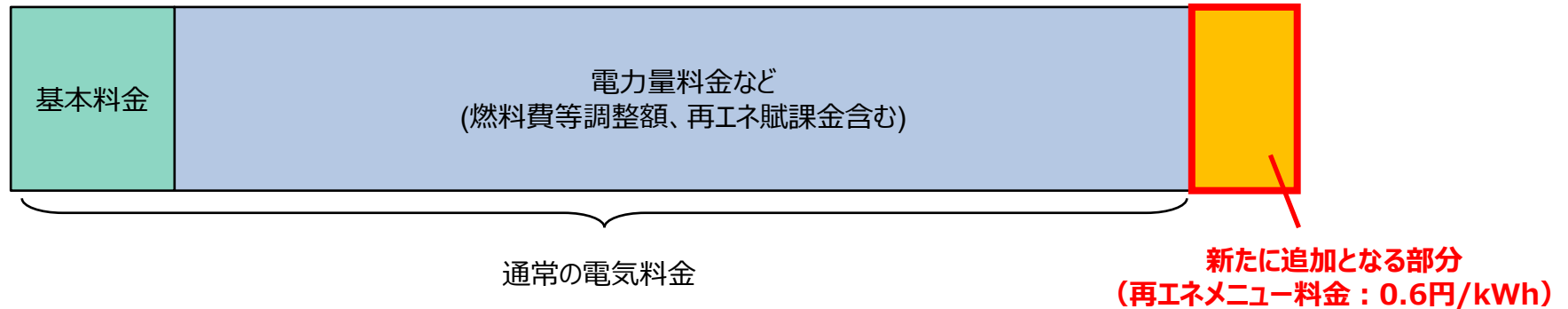
- 太陽光発電で足りない電気は、電力会社が提供する「再エネメニュー」で補います
- 補助金を活用して設備を導入した場合、**電力会社が提供する再エネメニューを契約する必要があります**
- 仙台市と東北電力が協力し、比較的安価な**対象地域限定の地産地消型「再エネメニュー(※)」**を創設しました

※ 仙台市の清掃工場(ごみ処理施設)で発電する電気由来の再エネ価値を活用し、実質的な地産地消を実現するもの

※ 2030年度までは継続してご利用いただけます(2031年度以降の取り扱いは、今後改めてお知らせします)

料金体系

- 通常の電気料金のほか、電気の使用量に応じて、**1kWhごとに0.6円の再エネメニュー料金**がかかります
(通常の再エネメニュー料金は1.87円/kWh)



(注) 本ページは、市と東北電力が創設するメニューに関する案内です。東北電力以外の小売電気事業者が提供する再エネメニューの契約も可能です



1. ⑱再エネメニューの手続き等

条件

- 東北電力と電気の契約を結んでいること
- 対象の電気料金プランを契約していること
- 会員Webサービス「よりそうeねっと」に登録し、ご利用明細サービスを利用していること（無料）

※ 申込時点で満たしていない場合、東北電力より連絡することがあります

【対象の電気料金プラン】

よりそう+ eねっとバリュー、よりそう+ファミリーバリュー、よりそう+スマートタイム、よりそう+おひさまeバリュー、よりそう+ナイト&ホリデー、よりそうCスノー&ホーム、よりそうB季節別電灯、よりそうB動力プラン、よりそうB季時別電力、よりそうB総合高稼働

※ 現時点で以下のプランに契約している方も対象となります（新規受付は終了しています）

よりそう+ナイト8、よりそう+ナイト10、よりそう+ナイト12、よりそう+ナイトS、よりそう+シーズン&タイム、よりそう+サマーセーブ、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、季節別高負荷率電灯、低圧季節別時間帯別電力、低圧高稼働契約

申込方法

- ① 補助金の交付決定通知書とともに「東北電力再エネメニュー申込書」を市から送付
- ② 申込書に必要事項を記載し、工事完了後、実績報告書とともに杜の都脱炭素センターに提出
- ③ 書類の内容を東北電力が確認し、不備がない場合は申込完了となります

※ 提出された申込書や手続きなどに関して、東北電力から連絡させていただくことがあります

メニュー切替時期

設備を導入する年度の翌々年度の4月分から適用

（例：2026年度設備導入→2028年4月分から適用）

※ 適用開始月に、よりそうeねっとでメニューの利用が始まったことが「お知らせ」に掲載されます（登録アドレスへメールにもお知らせが届きます）

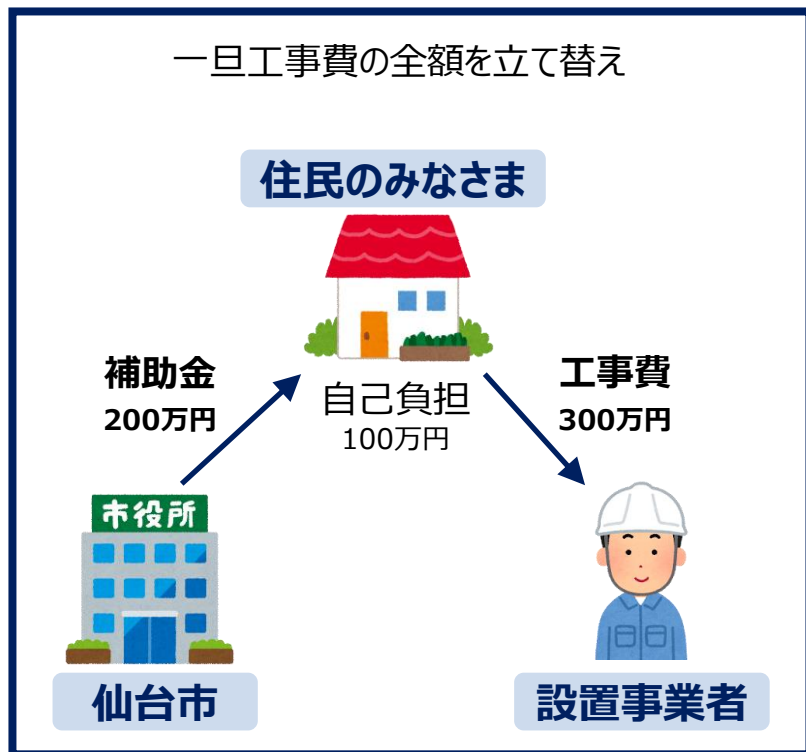
※ 市と東北電力で創設する再エネメニューについては、上記のとおり手続き等を行ってください。また、東北電力以外の小売電気事業の再エネメニューを契約する場合は、当該事業者にご手続き方法等をお問い合わせください。

2. ①補助金の「代理受領制度」の概要

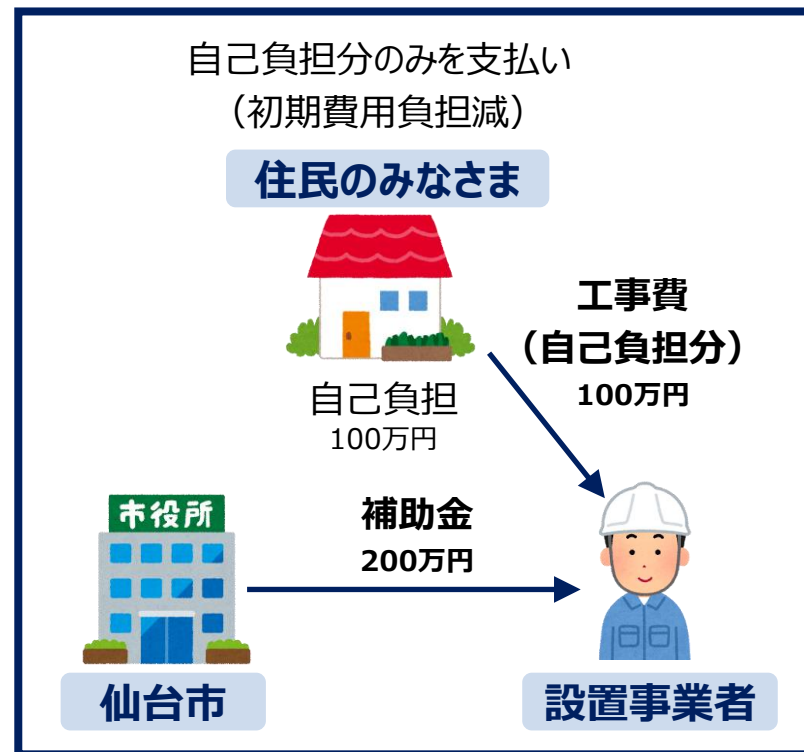
- 住民が工事費を一時的に全額用意する負担を軽減するため、補助金（補助相当額）を市から設置事業者様に直接支払う制度
- 5月1日開始予定

立て替えの負担
なし！導入の決断
を後押し！

通常



代理受領制度



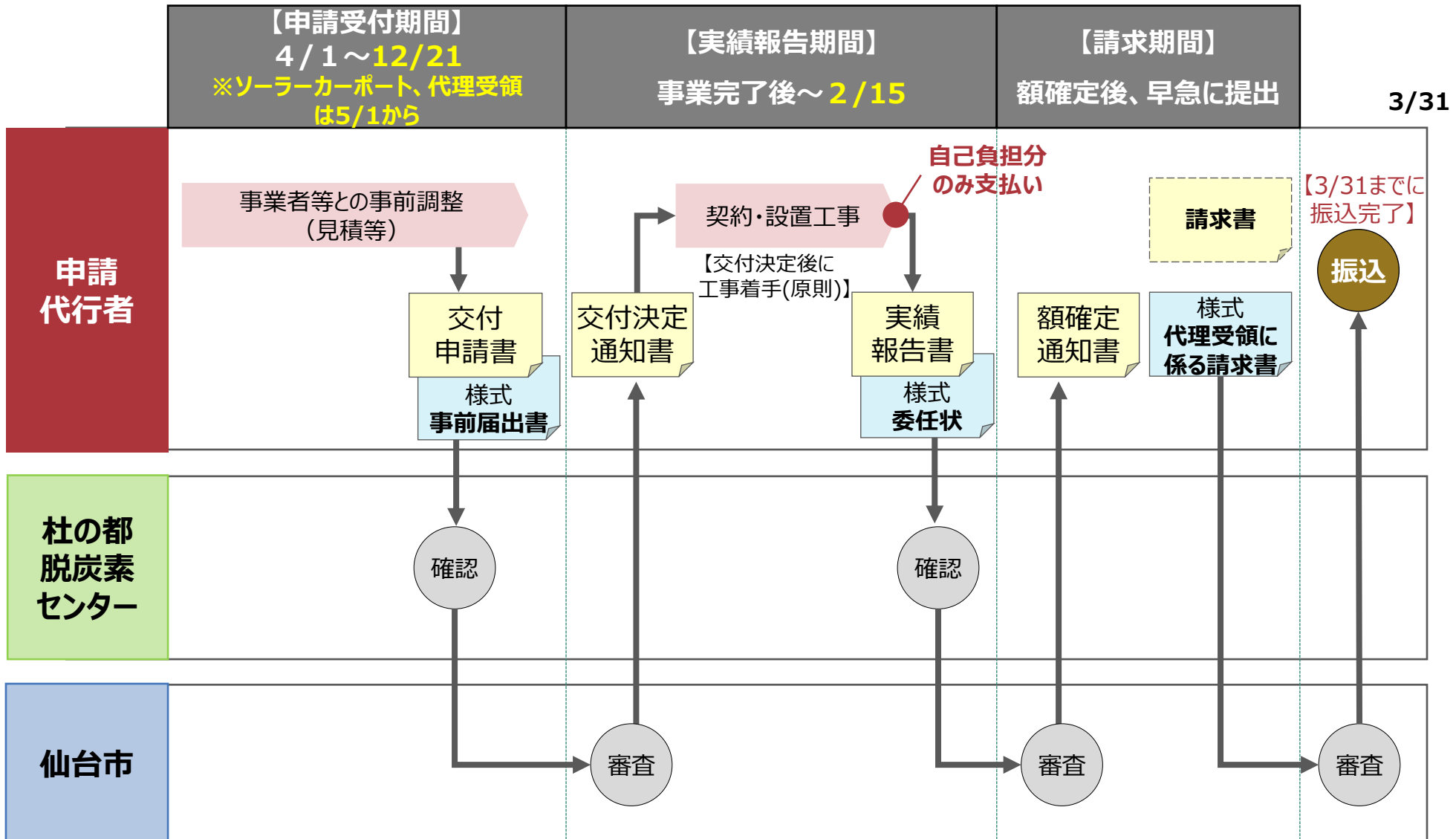
同様の仕組みは耐震化支援など各種補助制度で導入されているほか、脱炭素先行地域の補助制度でも国から優良事例として取り上げられており、実際に活用されています

※初期ゼロ事業には該当しません



2. ②補助金の申請フロー（代理受領の場合）

 : 代理受領制度を利用する場合に追加で必要な書類



2. ③補助金支払いまでの期間について（代理受領の場合）

【工事完了から補助金支払いまでの流れ】



工事完了から補助金支払いまでは
2～3ヶ月かかる場合がありますが
1ヶ月程度の事例もあります

アンケートにて、代理受領の対応可否をご回答お願いします
ご回答結果をHPの届出済事業者リストに反映予定です



2. ④申請書作成の注意点(1)

■既存設備の撤去について

東北地方環境事務所 交付金検査（令和8年2月）での指摘：
見積書に「撤去費」が記載されていない案件があったため、当該費用の所在を確認し
会計検査時などに説明できるよう整理すること

| 摘要 | 金額 | |
|----------|---------|-------|
| 蓄電池ユニット | XXX,XXX | 材料費 |
| ： | ： | ： |
| 設置・電気工事費 | XXX,XXX | 労務費 |
| 試運転調整費 | XX,XXX | 業務費 |
| 産業廃棄物処分費 | XX,XXX | 補助対象外 |
| 法定福利費 | XX,XXX | 現場管理費 |

| 補助対象設備 | 注意点 |
|--------|--|
| 蓄電池 | 太陽光が既設で蓄電池を設置する場合、 既存のパワーコンディショナ 、既存のリモコン等の 撤去費用は補助対象外です |
| エコキュート | 既存の給湯器 、既存のリモコン等の 撤去費用は補助対象外です |

(見積書記載例) ※（参考様式）補助金項目計算シートでの補助対象外シートにも計上願います。

| 摘要 | 金額 | |
|------------------------|---------------|--------------|
| 蓄電池ユニット | XXX,XXX | 材料費 |
| ： | ： | ： |
| 設置・電気工事費 | XXX,XXX | 労務費 |
| 試運転調整費 | XX,XXX | 業務費 |
| 既存パワーコンディショナ撤去費 | XX,XXX | 補助対象外 |
| 産業廃棄物処分費 | XX,XXX | 補助対象外 |
| 法定福利費 | XX,XXX | 現場管理費 |

| 摘要 | 金額 | |
|---------------------------|----------------|-------|
| 蓄電池ユニット | XXX,XXX | 材料費 |
| ： | ： | ： |
| 設置・電気工事費 | XXX,XXX | 労務費 |
| 試運転調整費 | XX,XXX | 業務費 |
| 既存パワーコンディショナ撤去費 | XX,XXX | |
| 既存パワーコンディショナ撤去費値引き | ▲XX,XXX | |
| 産業廃棄物処分費 | XX,XXX | 補助対象外 |
| 法定福利費 | XX,XXX | 現場管理費 |

| 摘要 | 金額 | |
|------------------------|----------|-------------|
| 蓄電池ユニット | XXX,XXX | 材料費 |
| ： | ： | ： |
| 設置・電気工事費 | XXX,XXX | 労務費 |
| 試運転調整費 | XX,XXX | 業務費 |
| 既存パワーコンディショナ撤去費 | 0 | サービス |
| 産業廃棄物処分費 | XX,XXX | 補助対象外 |
| 法定福利費 | XX,XXX | 現場管理費 |

2. ⑤申請書作成の注意点(2)-1

■申請代行者による説明の確認（事前着手届、交付申請書）

10 申請代行者による申請者に対する説明の確認

本件の申請者より、要綱第15条に基づく申請手続きの代行を依頼されましたので、補助対象事業の内容、申請に当たっての誓約事項及び市税納付状況の確認に係る同意事項について十分に説明し、**行政書士法第19条（業務の制限）に抵触しない範囲で**申請手続きを代行します。

申請代行者（担当者氏名）（自署）

令和8年1月1日、業務の制限規定における文言の追加等を行った改正行政書士法施行に伴い、交付申請書の「申請代行者による申請者に対する説明の確認」項目を上記のとおり改正しています

参考：改正行政書士法詳細（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/index.html

2. ⑥申請書作成の注意点(2)-2

行政手続窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組について

別添

- 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3及び第19条により禁止されています。
- 無資格者の関与により住民が不利益を被ることを防止するため、各行政手続を所管する都道府県・市町村の担当課室・窓口において、以下のような取組を行っていただくようお願いします。

◆電子申請フォームに代理人欄を整備(東京都)

代理申請
 代理申請の場合はチェックしてください

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。 **必須**

確認しました

代理人情報
 ※行政書士の場合、住所は事務所所在地を記載してください

氏名
 氏 **必須** 名 **必須** 0 / 64

住所
 郵便番号 **必須** 都道府県 **必須** 市区町村 **必須**

◆窓口における注意事項の掲出



◆申請様式に代理人行政書士の記載例を付記(滋賀県)

行政書士による代理申請の場合の記載例

建設業許可申請書

建設業の許可を申請します。
 付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 令和 年 月

※行政書士が作成・提出する場合は申請者に加え、申請代理人の氏名も併記し、職印を押してください。また、作成・提出に係る委任状を添付してください。

申請者 滋賀県大津市○○-○
 ○○建設(株)
 代表取締役 ○○ ○○

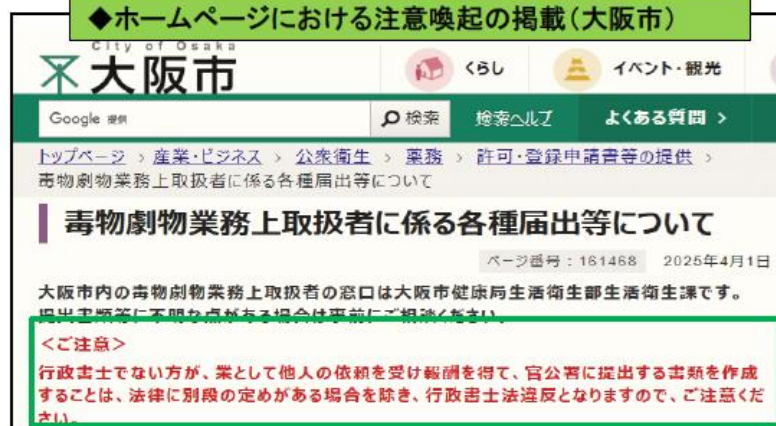
申請代理人 滋賀県大津市○○町○○
 ○○行政書士事務所
 行政書士 ○○ ○○

申請者

大臣コード
 知事

許可年月日

◆ホームページにおける注意喚起の掲載(大阪市)





3. ①届出に関する要領の改正について

- 対象エリアの住民や初期ゼロ事業者様が安全に、かつ安心して太陽光発電設備を利用できるよう、以下事項を確認して太陽光発電設備の設置を行っていただく必要があります
 - ・ 日本産業規格（JIS）同等以上の規格に適合していること
 - ・ 特定化学物質含有率基準値に適合していること
 - ・ サイバーセキュリティ対策等が講じられていること
 - ・ サプライチェーンにおける人権尊重が講じられていること
- 仙台市の太陽光発電設備の補助制度においては、令和8年4月から、原則上記の確認が申請毎の補助要件となります。ただし、脱炭素先行地域の補助制度においては、事業者届出制度としていることから、届出時に上記確認事項について誓約いただきます（令和8年4月1日 届出に関する要領改正）。

既届出済事業者様には、令和8年度初回の交付申請の日又は令和9年3月31日のうちいずれか早い日までの誓約書の提出をお願いします

(参考様式)

太陽光発電設備設置に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

(届出を行う事業者)

名 称
住 所
代表者の
職・氏名

仙台市脱炭素先行地域づくり事業（住宅対象）補助金交付要綱に定める補助事業に係る届出の手続き等を実施するにあたり、下記の確認事項について誓約します。

記

【設置する太陽光発電設備に係る確認事項】

- 1 日本産業規格（JIS）又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。
- 2 「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」（平成29年12月一般社団法人太陽光発電協会）に規定された化学物質の含有率基準値を満たしたものであること（対象：太陽電池モジュール）。
- 3 「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」（令和5年3月20日改正経済産業省）及び「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」（令和4年3月一般社団法人太陽光発電協会ほか）等を踏まえ、必要なサイバーセキュリティに関する対応をすること（対象：パワーコンディショナ、遠隔監視装置等）。
- 4 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた調達が行われているものであること（対象：太陽電池モジュール）。

以 上



3. ②太陽光発電設備に係る確認事項について

| | JIS同等以上の適合品 | 化学物質含有率基準 | サイバーセキュリティ対策 | SCにおける人権尊重 |
|----------|--|---|---|---|
| 根拠となる法令等 | — | 「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」（平成29年12月一般社団法人太陽光発電協会） | 「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」（令和5年3月20日改正経済産業省） 「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」（令和4年3月一般社団法人太陽光発電協会ほか）等 | 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議） |
| 対象 | — | 太陽電池モジュール | パワーコンディショナ、遠隔監視装置等 | 太陽電池モジュール |
| 背景 | JIS同等以上の基準を満たすことで、機械的強度（風・雪・衝撃等）、過熱や火災を防ぐ構造、絶縁性・感電防止、防水性・耐候性等の安全性を担保することが求められている | 太陽電池モジュールは、製造・使用・破損・廃棄の各段階で有害物質が環境に漏出するリスクが指摘されている。 適正処理のために情報提供が必要な対象物質：カドミウム（Cd）、鉛（Pb）、セレン、ヒ素 | 太陽光発電設備や蓄電池のような分散型電源について、サイバーセキュリティ上のリスクが指摘されている。また、国の実施要領にて、JC-STAR制度の「JC-STAR★1以上」の製品の使用が要件に追加（R8年4月1日改正・仙台市は従前の例の扱いにより適用外） | 新疆での強制労働疑惑が国際的な人権問題になっていることを受け、複数国が輸入規制や法整備を強化。人権に配慮した調達と透明性が各国と企業に強く求められている |
| 確認・対応方法例 | カタログ、仕様書などを参照し確認してください | JPEA代行申請センター（JP-AC）「型式登録リスト」 https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003rz40AAA を参照し、当該製品が登録されていること（対象物質が含有率基準値以下であること）を確認してください | 太陽光発電協会（JPEA）他「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」 https://www.ace.or.jp/web/law/pdf/law_0040/List2-ImplementedCyberSecurity_for_HomeUse.pdf を参照し、住民から相談があった場合に支援等をして下さい | 太陽光発電協会（JPEA）「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」 https://www.jpea.gr.jp/csr/members-policy/ を参照し、当該製品のメーカーが掲載されていることを確認してください |

3. ③「サイバーセキュリティ対策」の対応方法（例）

施工業者における対策実装例リスト

家庭用電気工作物（10kW 未満の住宅用太陽光発電設備、エネファーム（家庭用燃料電池）及び家庭向け定置用リチウムイオン蓄電池）の設置に係る施工業者は、設備設置者（設置家庭）が系統連系技術要件で求められるサイバーセキュリティ対策を実施できるよう、以下の実装例を参考に設備設置者（設置家庭）の対策を支援することが望まれる。

本リストで示す対策実装例は系統連系技術要件で求められる対策を実装するための例示的位置づけであり、家庭用電気工作物の設置者（設置家庭）が対策範囲についてリスクを評価した上で適切な実装例を選択できるよう、対策を支援することが望まれる。また、記載の対策実装例以外にも、系統連系技術要件で求められる対策へ対応するための実装方法は存在することに留意する必要がある。

| 対策実装例 | |
|---------------------------------------|--|
| 対策① ネットワーク接続点の保護 | |
| (1) | 家庭用電気工作物等のメーカーや設置者向けサービスを提供する事業者等が説明書等に記載している実施すべき事項や注意事項を確認し、それらに準じた接続・設定を行う。設置工事後に、 <u>工事責任者等により設備設置者（設置家庭）に対して、説明書等に準じた接続・設定を行った旨の説明を行う。</u> |
| (2) | 家庭用電気工作物等に係る通信のうち、家庭のインターネットを介した通信については、 <u>防護装置（ルーター等）を必ず経由させる設定を行う。</u> もしくは、設置者自身で設定ができるよう、設定方法に関して説明を行う。 |
| 対策② データの保存・転送を行う機器・端末等のマルウェア対策 | |
| (1) | 施工業者が購入する家庭用電気工作物等や防護装置（ <u>ルーター等</u> ）について、 <u>正規品を購入する。</u> |
| (2) | 利用する家庭用電気工作物等や防護装置（ルーター等）に関して、家庭用電気工作物等のメーカーが説明書等に記載しているマルウェア対策やアップデートに関する注意事項を確認し、それらに準じた接続・設定を行う。設置工事後に、 <u>工事責任者等により設備設置者（設置家庭）に対して、説明書等に準じた接続・設定を行った旨の説明を行う。</u> |

出典：太陽光発電協会（JPEA）他「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」
https://www.ace.or.jp/web/law/pdf/law_0040/List2-ImplementedCyberSecurity_for_HomeUse.pdf



3. ④「サプライチェーンにおける人権尊重」の確認方法（例）

【セル・モジュールメーカー】

AGC株式会社
カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社
株式会社カネカ
京セラ株式会社
サンテックパワージャパン株式会社
JAソーラー・ジャパン株式会社
シャープ株式会社
ジンコソーラー・ジャパン株式会社
積水化学工業株式会社
ソーラーフロンティア株式会社
Das Solar Japan株式会社
長州産業株式会社
CHINT NEW ENERGY JAPAN株式会社
DMEGCジャパン株式会社
トリナ・ソーラー・ジャパン株式会社
パナソニック株式会社
ハンファジャパン株式会社
リープтонエナジー株式会社
LONGi Solar Technology株式会社

【電力・エネルギー】

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

【販売・施工】

株式会社エクソル
東急建設株式会社
株式会社東芝
株式会社日本エコシステム
ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社

【周辺機器・部品・素材メーカー】

エナジーウィズ株式会社
オムロン株式会社
華為技術日本株式会社（ファーウェイ・ジャパン）
株式会社安川電機

出典：太陽光発電協会（JPEA）「会員各社の
人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」
[https://www.jpea.gr.jp/csr/members-
policy/](https://www.jpea.gr.jp/csr/members-policy/)

※令和8年4月現在